

# 会員規程

## (総 則)

第1条 この規程は、定款第3章の規定に基づき、一般社団法人日本食品認定機構（以下「本機構」という。）の会員の入退会並びに入会金及び会費の納付に関して必要な事項を定めるものとする。

## (会員資格)

第2条 本機構の目的に賛同し、本機構に入会を希望する者は、入会申込書（別記様式第1号）の提出により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名等に変更があった場合は、登録内容変更届（別記様式第3号）の提出により、遅滞なくその旨を届出るものとする。

## (会 費)

第3条 本機構の事業活動の経常的に費用を充てるため、会員になった時及び毎年、会員は以下に定める会費を納めなければならない。

正会員 1口10万円以上

准会員 1口5万円以上

2 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年額の半額とする。

## (会費の納期)

第4条 会員は、毎事業年度、8月末日までに年会費の全額を納付しなければならない。

2 新規入会時の会費の納期については、本機構から入会承認の通知を受けてから1ヶ月以内とする。

## (任意退会)

第5条 会員は、退会届（別記様式第2号）の提出により、任意に退会することができる。但し、既納会費は返還しない。

## (再入会)

第6条 任意退会及び除名により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 但し、退会の際に会費の未納がある場合には、当該未納分を納付しない限り再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は、再入会を認めないこととする。

**(改 廃)**

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議をもって行う。

**(補 則)**

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

**附 則**

この規程は、一般社団法人日本食品認定機構の設立の登記の日から施行する。